

豊田市百年草民間活力活用に向けた支援業務委託 プロポーザル実施要領

1 契約の目的

豊田市百年草（以下「百年草」という。）は、これまで、地域の憩いの場や足助地区の観光拠点としての役割を果たしてきたが、施設の老朽化や観光・宿泊ニーズの変化、経営効率化への対応など、次代に向けた再構築が求められている。

そのため、本業務は、百年草における民間活力を活用した新たな運営に向け、現運営の課題の把握を行うとともに、民間事業者の知見やノウハウを活用したホテル再生を実現するための基本方針及び事業スキーム等を整理することを目的とする。

2 契約の概要

本業務は、百年草の現運営の点検、評価をするとともに、民間事業者へのヒアリングを通じた参入意向や条件の把握を行い、これらを基に、民間活力によるホテル再生に向けた運営手法及び公募条件等の整理を行う。

3 提案限度額

4, 300, 000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和8・9年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。又は、競争入札参加資格を有しない者であって、以下の書類（公告日において発行日より3か月以内のもの）により契約締結能力及び信用力が確認できる者であること。

登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	法務局で発行
納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明）	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の 納税証明書（その3の3）
納税証明書（愛知県税）※ （未納の税額がないことの証明）	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人 事業税・地方法人特別税」、「自動車税種 別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種別は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書（様式1）」を提出。

- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法

(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

(5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係及び人的関係がない者であること(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)

(7) 公告日において、次に掲げる条件のいずれかを満たす者であること。

ア 令和3年4月以降の官公庁(国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。)発注の業務で元請として、1件あたり200万円以上の公共施設における官民連携手法の導入又は調査検討に係る支援業務の履行実績を有するものであること。

イ 平成28年4月以降の官公庁民間問わず発注の業務で元請として、1件あたり200万円以上の宿泊施設(ホテル、旅館)の再生又は経営改善に係る業務の履行実績を有するものであること。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

令和8年	8月24日(月)	方式の決定
	8月25日(火)	事業実施の公告及び公表並びに公募の開始 業務説明資料等の交付開始
	9月 7日(月)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
	9月 8日(火)	参加資格確認通知書の送付
	9月11日(金)	質問の回答期限
	9月18日(金)	提案書等の提出期限
	9月28日(月)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
	9月29日(火)	選考結果の通知 最優秀提案者との仕様書の協議開始
	10月19日(月) 予定	業者の決定
	10月28日(水) 予定	見積徴取
	11月 5日(木) 予定	契約締結

(2) 事業説明資料等の交付

ア 交付日 令和8年8月25日(火)

イ 交付場所 豊田市ホームページからダウンロード

(3) 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- ア 提出期限 令和8年9月7日(月)午後5時まで
- イ 提出場所 豊田市役所足助支所地域振興担当
- ウ 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- エ 提出書類 (ア) 参加表明書(様式2)
(イ) 業務実績(様式3)及び業務実績を証明する書類(契約書や仕様書等の写し)

(4) 参加資格確認結果の通知

- ア 通知期限 令和8年9月8日(火)まで
- イ 通知方法 参加表明書提出者にメールにて行う。

(5) 質問受付及び回答

- ア 受付期限 令和8年9月7日(月)午後5時まで
- イ 受付方法 メール(提出期限必着)
- ウ 提出書類 質問書(様式4)
- エ 回 答 令和8年9月11日(金)までに質問者へメールにて行う。

(6) 提案書等の提出

- ア 提出期限 令和8年9月18日(金)午後5時まで
- イ 提出場所 豊田市役所足助支所地域振興担当
- ウ 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)
- エ 提出書類 以下の書類を提出すること。
 - (ア) 参加申請書(様式5)(1部)
 - (イ) 業務担当責任者の実績(様式6)(1部)
 - (ウ) 提案書(様式自由)(10部)
 - ・表紙や目次のほか本文中等に、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。
 - ・A4サイズ片面4枚以内とすること。
 - ・以下の内容を記載すること。
 - i. 業務実施方針
実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等
 - ii. 本業務への提案及び意見
 - ・課題整理に向けた現況運営の点検・評価方法
 - ・民間事業者へのヒアリング実施体制・方法
 - ・前各項を踏まえた次期運営方針等の提案方法
 - iii. 工程計画
 - iv. 業務の工夫
 - (エ) 見積書及び積算内訳書(1部)

オ その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書の提出期限ま

でにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

（７）ヒアリング

ア 日時 令和８年９月２８日（月）

午後１時１５分から５時のうち指定する２５分間

イ 場所 豊田市役所 足助支所 本館２階第２会議室

ウ 備考

- ・提出された企画書等に基づき１社２５分（説明１０分、質疑応答１５分）のヒアリングを行う。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介を行わないこと。
- ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
- ・出席者は３名以内とし、業務担当責任者からの説明とする。

６ 選考委員

委員長 地域活躍部 専門監（総合山村担当） 古澤 彰朗

委員 有識者（株）三州足助公社 代表取締役 岡村 達司

委員 有識者（株）つぎと 副社長 岡田 岳史

委員 地域活躍部 足助支所 支所長 杉浦 智文

委員 企画政策部 資産経営課 課長 西尾 芳高

７ 評価基準

- （１）下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（９０点）【事務局評価】

（ア）企業の業務実績（７０点）

（イ）業務担当責任者の業務経験（２０点）

イ 業務実施計画等（７２点）×５人【選考委員評価】

（ア）業務実施方針（１６点）

（イ）本業務についての提案・意見（４８点）

（ウ）工程計画（４点）

（エ）取組意欲（４点）

ウ 価格（５０点）【事務局評価】

※評価点（５００点）＝ア（業務経歴等９０点）＋イ（業務実施計画等７２点×５人）＋ウ（価格５０点）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- （２）価格評価について

価格点は、総合点５００点満点のうち５０点を満点とし、以下の式によって算出

する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 50 \text{ 点満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

- (3) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。
- (4) 提案者が一者の場合でも、選考委員評価の合計点が最低基準点（180点）に達しない者は、最優秀提案者として選定しない。

8 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) ヒアリング実施前の、選考委員との接触を禁止する。
- (4) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (5) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が、最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (6) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (7) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (8) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和9年度百年草検討業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

9 問合せ先（提出先）

〒444-2424 愛知県豊田市足助町宮ノ後26-2
豊田市役所 地域活躍部 足助支所 西村・松本
電話 0565-62-0601
メール：asuke-shisho@city.toyota.aichi.jp

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。